

国際日本文化研究センターにおける研究会・セミナー等への
身体障害者参加支援に係る経費支出に関する申合せ

令和2（2020）年9月3日
所 長 裁 定

（趣旨）

第1条 本申合せは、国際日本文化研究センター（以下、「センター」という。）における研究会・セミナー等への身体障害者参加支援に係る経費の支出について、適正な運用を図るため定めるものである。

（定義）

第2条 本申合せ内で使用する「研究会・セミナー等」の意義は、次の各号に規定するとおりとする。

- （1）共同研究会
- （2）国際研究集会、シンポジウム、講演会、日文研フォーラム、セミナー、レクチャー等、センターが主催するもの。
- （3）その他、研究発表を目的とした集会のうち、センターが主催するもの。

（予算管理）

第3条 本経費の予算管理は研究協力課が行う。

（経費執行）

第4条 第2条に定める研究会・セミナー等に身体障害者が参加するにあたり、その支援（学術手話通訳等）が必要な場合、本経費の予算範囲内でその役務等に必要な経費の支出を認める。また、経費の支出に際し、必要に応じて、各研究会・セミナー等を所掌する会議・委員会にて報告を行うものとする。

（その他）

第5条 本申合せに定めるもののほか、必要な事項は所長が定める。

附 則

この申合せは、令和2（2020）年9月3日から施行する。